

富士見町農業振興地域整備計画の見直しを行います

問 産業課 営農推進係 ☎62-9328

富士見町では、農業振興地域整備計画を昭和45年に策定し、以来おおむね10年ごとに見直しを行ってきました。前回は平成13年に実施し、約10年経過したことから平成25年度は現在実施している基礎調査の結果をもとに、整備計画の見直しを行います。

1 農業振興地域制度とは

農業振興地域制度は、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる農地について、長野県が農業振興地域を指定し基本方針を策定します。

町は農業振興施策を集中的に実施するため、農用地区域（青地）を設定しています。

2 見直しの考え方

今回の見直しは、大きな農用地区域の変更や面積の削減を行うものではなく、現在の区域界と農地の現状を再確認して、各地区の優良農地を保全・確保したいと考えています。

見直しにおける農用地区域（青地）の除外・編入は次の基準で検討していきます。

●除外を検討する農地等

- ① 集落内に存する集団性のない農地
- ② 登記地目が農地以外の土地
(ただし、除外しても周辺農地に影響がない土地に限る)
- ③ 農用地区域内と山林区域の境に存する農地で、既に山林化している農地
かつ、農業上の利用において、その確保が適当でない農地



※上記の要件に該当しても、「中山間地域等直接支払事業」、「農地・水・環境整備事業」の協定地は除外対象としません。

●編入を検討する農地等

- ① 公共投資が行われた農地
- ② 農業上の利用において、一団の優良農地として農業振興をするべき農地

3 今後の見直しスケジュール

平成25年2月頃	見直し方針の説明（関係集落など）
平成25年4月頃	整備計画の素案作成
平成25年8月頃	整備計画の素案説明（関係集落など）
平成25年11月頃	整備計画原案確定
平成26年2月頃	長野県の同意・公告
平成26年3月	富士見町の制定・公開

